

畑作物共済引受関係書類様式目録

1 農作物

書類名		様式番号	提出先	提出		提出期限
				書類	電子データ	
組合員等	畑作物共済加入申込書（さとうきびを除く農作物）	例 第 4 号	組合等 1 部	○		組合等の共済規程等に定めた期日
	経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書	同 裏 面		○		
	畑作物共済加入申込書（さとうきび）	例 第 6 号		○		
	対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書	同 裏 面		○		
特定組合以外の組合等	単位当たり共済金額選択申出書集計表	例 第 1 号	連合会 1 部、都道府県 1 部	○		都道府県の定めた期日
	畑作台帳（ホップを除く農作物）	例 第 3 号の 1				
	畑作台帳（ホップ）	例 第 3 号の 2				
	畑作物共済加入申込書取りまとめ表	例 第 5 号				
	畑作物共済加入承諾書（さとうきびを除く農作物）	例 第 7 号の 1-1				組合等の共済規程等に定めた期日
	畑作物共済掛金等払込通知書兼内容通知書	例 第 7 号の 1-2				
	畑作物共済加入承諾書（変更承諾書）（さとうきび）	例 第 7 号の 2				
	畑作物共済引受通知書	第 8 号の 1	連合会 3 部（連合会、都道府県、農林水産省）	○	○	連合会の定めた期日
	畑作物共済引受通知書添付書（てん菜及びさとうきび）	例 第 8 号の 2			○	
	畑作物共済基準収穫量検討表	第 9 号			○	引受通知書と同一期日
連合会	畑作物共済再保険引受通知書	第 10 号	都道府県 1 部、農林水産省 1 部	○	○	第 3 章第 2 節第 4 の 1 に定める期日
	畑作物共済基準収穫量検討表（集計表）	第 11 号			○	
都道府県	単位当たり共済金額選択申出書集計表（写し）	例 第 1 号	農林水産省 1 部	○		特定組合引受通知書又は再保険引受通知書提出期限の 1 ヶ月前
	畑作物共済組合等別 10 アール当たり収穫量 決定報告書	第 2 号の 1		○		作成したとき
	ホップの樹齢別標準収量表	第 2 号の 2		○		
	ホップの樹齢別栽培面積調査表	第 2 号の 3		○		
特定組合	単位当たり共済金額選択申出書集計表	例 第 1 号	都道府県 1 部	○		都道府県の定めた期日
	畑作台帳（ホップを除く農作物）	例 第 3 号の 1				
	畑作台帳（ホップ）	例 第 3 号の 2				
	畑作物共済加入申込書取りまとめ表	例 第 5 号				
	畑作物共済加入承諾書（さとうきびを除く農作物）	例 第 7 号の 1-1				特定組合の共済規程に定めた期日
	畑作物共済掛金等払込通知書兼内容通知書	例 第 7 号の 1-2				
	畑作物共済加入承諾書（変更承諾書）（さとうきび）	例 第 7 号の 2				
	畑作物共済特定組合引受通知書	第 12 号の 1	都道府県 1 部、農林水産省 1 部	○	○	第 3 章第 1 節第 3 の 2 の (5) のイに定める期日
	畑作物共済特定組合引受通知書添付書	例 第 12 号の 2			○	
	畑作物共済引受通知書添付書（てん菜及びさとうきび）	例 第 8 号の 2			○	
	畑作物共済基準収穫量検討表	第 9 号			○	

（注意）

- 1 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成して差し支えない。
- 2 書類等を提出する場合は、提出先それぞれに直接提出すること。なお、都道府県への提出は書類のみとする。
- 3 電子データとは、各様式に係る畑作物共済システムによるデータである。

2 蚕繭

書類名		様式番号	提出先	提出		提出期限
				書類	電子データ	
組合員等	畑作物共済加入申込書（蚕繭）	例 第 15 号	組合等 1 部	○		組合等の共済規程等に定めた期日
	畑作物共済変更通知書（蚕繭）	例 第 18 号 の 2		○		組合等が加入承諾書に定めた期日
	蚕繭の実掃立箱数等報告書	例 第 19 号		○		実掃立（配蚕）の都度速やかに
特定組合以外の組合等	単位当たり共済金額選択申出書集計表	例 第 1 号	連合会 1 部、都道府県 1 部	○		都道府県が定めた期日
	蚕繭の引受整理表	例 第 16 号				
	畑作共済加入申込書取りまとめ表（蚕繭）	例 第 17 号				
	畑作共済加入承諾書（蚕繭）	例 第 18 号 の 1				組合等の共済規程等に定めた期日
	畑作物共済掛金等払込通知書兼内容通知書（蚕繭）	例 第 20 号				
	畑作物共済引受通知書（蚕繭）	第 21 号	連合会 3 部（連合会、都道府県、農林水産省）	○	○ ※	連合会の定めた日
連合会	畑作物共済再保険引受通知書（蚕繭）	第 22 号	都道府県 1 部、農林水産省 1 部	○	○ ※※	第 3 章第 2 節第 4 の 1 に定める期日
都道府県	単位当たり共済金額選択申出書集計表（写し）	例 第 1 号	農林水産省 1 部	○		特定組合引受通知書又は再保険引受通知書の提出期限の 1 ヶ月前
	畑作物共済組合等別箱当たり収繭量決定報告書	第 14 号		○		作成したとき
特定組合	単位当たり共済金額選択申出書集計表	例 第 1 号	都道府県 1 部	○		都道府県の定めた期日
	蚕繭の引受整理表	例 第 16 号				
	畑作共済加入申込書取りまとめ表（蚕繭）	例 第 17 号				
	畑作共済加入承諾書（蚕繭）	例 第 18 号 の 1				特定組合の共済規程に定めた期日
	畑作物共済掛金等払込通知書兼内容通知書（蚕繭）	例 第 20 号				
	畑作物共済特定組合引受通知書（蚕繭）	第 23 号 の 1	都道府県 1 部、農林水産省 1 部	○	○	第 3 章第 1 節第 3 の 2 の (5) のイに定める期日
	畑作物共済特定組合引受通知書添付書（蚕繭）	例 第 23 号 の 2			○	

（注意）

- 1 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成して差し支えない。
- 2 書類等を提出する場合は、提出先それぞれに直接提出すること。なお、都道府県については、書類のみの提出とする。
- 3 電子データとは、各様式に係る畑作物共済（蚕繭）システムによるデータである。
- 4 「畑作物共済引受通知書（蚕繭）」に係る※電子データについては、畑作物共済（蚕繭）システムにより事務処理を行う特定組合以外の組合等に限り、引受けの再確定時において電子データの送信を行うものとする。
- 5 「畑作物共済再保険引受通知書（蚕繭）」に係る※※電子データについては、「畑作物共済引受通知書（蚕繭）」に係る電子データについても送信すること。なお、畑作物共済（蚕繭）システムにより事務処理を行わない特定組合以外の組合等に係る電子データについても、連合会が当該組合等の「畑作物共済引受通知書（蚕繭）」をもとに電子データの送信を行うこと。

単位当たり共済金額選択申出書集計表

平成 年 月 日

県（都道府）知事 殿

農業共済組合
組合長理事
市町村長印
印

畑作物共済再保険区分 (又は畑作物共済保険区分)										
共済目的の種類	共済目的の種類等	共済責任期間による種別	小蚕期区分	地域名又は地区名	危険階級区分	危険段階区分	選択順位	単位当たり共済金額	組合員等数	備考

(注) 1 大豆については、「共済目的の種類」欄に半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を、「共済目的の種類等」欄に、交付農業者、交付農業者以外及び種子大豆の別を、記入すること。

なお、交付農業者とは、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 1 の 1 の（2）の畑作物の直接支払交付金の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の組合員等をいう。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。）をいう。

2 ばれいしょ（1 類及び 5 類）、てん菜及びそばについては、「共済目的の種類等」欄に、交付農業者及び交付農業者以外の別を、さとうきびについては、同欄に対象生産者、対象生産者以外の別を、記入すること。

なお、対象生産者とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の交付金の交付の申請をする者であって、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号）第 19 条第 2 号に掲げる要件に該当する者をいう。

3 蚕繭に係る畑作物共済を実施していない組合等においては、「共済責任期間による種別」欄及び「小蚕期区分」欄を削除すること。

平成 年産畑作物共済組合等別10アール当たり収穫量決定報告書

共済目的の種類		県（都道府）名											
組 合 等 名		畑作物共済の共済目的の種類等（品種、栽培方法等に応ずる区分）（さとうきびについては、栽培型の別ごと）			類（型）			類（型）			類		
		栽培面積 ①	県（都道府） 通知単位当 たり収穫量 ②	収穫量 ③＝①×②	栽培面積 ①	県（都道府） 通知単位当 たり収穫量 ②	収穫量 ③＝①×②	栽培面積 ①	県（都道府） 通知単位当 たり収穫量 ②	収穫量 ③＝①×②	栽培面積 ①	県（都道府） 通知単位当 たり収穫量 ②	収穫量 ③＝①×②
		a	kg	kg	a	kg	kg	a	kg	kg	a	kg	kg
実 施 組 合 等													
	小計（平均）	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③
非 実 施 組 合 等													
	小計（平均）	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③
	計（平均）	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③
県（都道府）合計		栽培面積(A)			収穫量(B)			県（都道府）平均単位 当たり収穫量 （ $\frac{(B)}{(A)}$ ）			農林水産省通知単位当たり収穫量		
		a			kg			kg			kg		

(注意)

- 1 この報告書は、共済事業の実施を予定していない組合等も含めて作成すること。
- 2 県（都道府）合計の「(A)」及び「(B)」欄は、畑作物共済の共済目的の種類等（品種、栽培方法等に応ずる区分）（さとうきびについては、栽培型の別ごと）を合計したものを記入すること。
- 3 「県（都道府）通知単位当たり収穫量」の算定において、下記の場合にあつては、それぞれの項目をこの報告書に添付すること。
 - (1) 第2章第3節第3の1の(1)のアの(イ)又は同1の(2)のアの(イ)により平均単位当たり収穫量を修正した場合
該当市町村名、修正することとした理由、関係機関の意見等
 - (2) 第2章第3節第3の1の(1)のエのただし書又は1の(2)のウのただし書により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合
該当組合等名、修正することとした理由、関係機関の意見等
 - (3) 第2章第3節第3の4により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合
該当組合等名、前年産の設定に係る基礎資料等
 - (4) 農林水産統計資料以外の関係機関が作成した畑作物に関する資料を用いた場合
当該資料名、当該資料を作成した機関名、当該資料を用いた理由等
- 4 「農林水産省通知単位当たり収穫量」欄には、第2章第3節第3の1の(1)のエ及び同1の(2)のウの経営局長が定める単位当たり収穫量を記入すること。

ホップの樹齢別標準収量表

都道府県名

作成年度										
栽培方法	ホップ栽培 地 域 名	ホップ栽培 地域該当市 町村名	品種名	土地条件	樹 齢 区 分				平 均	備 考
					1 年生	2 年生	年 生	年 生		
					kg	kg	kg	kg	kg	
					%	%	%	%	%	
				平 均						
				平 均						
				平 均						
				平 均						
				平 均						
				平 均						
県（都道府）平均										
				平 均					㊦	㊦ kg

(A 4 判 横)

(注意)

- 1 「栽培方法」欄は、仕立方法（普通仕立、特殊仕立等）を記入すること。
- 2 「ホップ栽培地域名」欄は、ホップ栽培地域を記入すること。なお、可能な場合には同一欄に2以上のホップ栽培地域を記入してもよい。
- 3 「ホップ栽培地域該当市町村名」欄は、当該ホップ栽培地域に属する市町村名を記入すること。
- 4 「土地条件」欄は、平坦地、傾斜地等の土地条件を記入すること。
- 5 「樹齢区分」欄の樹齢の記入は、原則として1年ごととするが、10アール当たり収穫量が近似する場合には「○年～○年」とまとめて記入すること。
- 6 「樹齢区分」欄は、上段に10アール当たり収穫量を、下段に最高10アール当たり収穫量に対する各樹齢区分別の10アール当たり収穫量の百分比を記入すること。
なお、10アール当たり収穫量は、関係団体等の資料等を基礎として記入すること。
- 7 「平均」欄の10アール当たり収穫量は、各樹齢区分別の10アール当たり収穫量を、「ホップの樹齢別栽培面積調査表」（様式第2号の3）の品種別、土地条件別及び樹齢区分別の栽培面積を重みとして算術平均して記入すること。
- 8 「㉠」欄は、農林水産統計資料等から得られる10アール当たり収穫量の最近7か年中中庸5か年の平均値を記入すること。
- 9 「㉢」欄の数値が「㉠」欄の数値と一致しない場合には、各樹齢区分別の10アール当たり収穫量に修正係数（㉠／㉢）を一律に乗じて修正すること。
- 10 10アール当たり収穫量の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。百分比の記入単位はパーセントとし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。

ホップの樹齢別栽培面積調査表

都道府県名 _____

作成年度										
栽培方法	ホップ栽培 地 域 名	ホップ栽培 地域該当市 町村名	品種名	土地条件	樹 齢 区 分				合 計	備 考
					1 年生	2 年生	年 生	年 生		
					a	a	a	a	a	
				計						
				計						
				計						
				計						
県（都道府）計				計						

(A4判 横)

(注意)

- 1 この表は、関係団体等の資料等を基礎として取りまとめること。
- 2 「栽培方法」、「ホップ栽培地域名」、「ホップ栽培地域該当市町村名」、「品種名」、「土地条件」及び「樹齢区分」欄の記入は、それぞれ「ホップの樹齢別標準収量表」（様式第2号の2）の各欄と一致させること。
- 3 面積の記入単位はアールとし、1アール未満の端数を四捨五入して整数位まで記入すること。

耕地 番号	地名・地番	耕 地 の 状 況				収 量 等 級				最 近 3 か 年 の 栽 培 作 物							
		一筆 面積	地勢	田・畑 の別	土質	その他 の特徴	※		※		年		年		年		
							作物名	栽培面積	作物名	栽培面積	作物名	栽培面積	作物名	栽培面積	作物名	栽培面積	
		a								a							a
台帳作成年月日		年 月 日															

- 1 畑作物を作付けする耕地及び休閑地のすべて（果樹等の木本性作物及び牧草の作付けを専用とする耕地を除く。）についてもれなく記入すること。
- 2 筆とは、農道、畦畔、水路等をもって判然と区画された耕地をいい、「一筆面積」欄にはその面積を記入すること。
- 3 「地勢」欄には、平坦地、高台地等のように、「田・畑の別」欄には、かんがい設備は有し、たん水を必要とする作物（例えば水稻）を栽培することとを常態とする耕地については田と、田以外の耕地は畑というように、「土質」欄には、普通土、重粘土、火山灰土等というように、その特徴を具体的に示す用語を記入すること。
- 4 「収量等級」欄には、当該耕地について畑作物共済の共済目的の種類等ごと（さとうきびについては、栽培型の別ごと）に設定した収量等級を記入することと。
- 5 「最近3か年の栽培作物」欄については、台帳作成当初は※印欄にもれなく記入し、以後毎年加入申込書等により追加、補正すること。
- 6 「作物名」欄は、大豆については半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 7 さとうきびについては、「作物名」欄には栽培型の別及び株出しにより栽培する場合の株出しの回数をも記入すること。
- 8 同一筆に異なる作物（さとうきびについては、栽培型又は株出し回数の異なるさとうきび）を作付けしている場合には、行を分けて記入すること。
- 9 耕地見取図を必要に応じて作成すること。

畑 作 台 帳
(ホップ)

耕地 番号	地名 地番	一筆 面積	品種名	樹 齢	栽 面 積	栽 植 株 数	耕 地 の 状 況				加入者氏名	共済番号	備考			
							栽 方 法	地 勢	土 質	その他 の特徴						
		a		年	a	株										
台帳作成年月日		年 月 日														

(注意)

- 1 ホップを作付けする耕地のすべてについてもれなく記入すること。
- 2 筆とは、農道、畦畔、水路等をもって判然と区画された耕地をいい、「一筆面積」欄にはその面積を記入すること。
- 3 「樹齢」欄は、畑作台帳作成時の樹齢を記入することとし、同一の耕地に樹齢の異なるホップが作付けされているときは、それぞれ行を分けて記入すること。
- 4 「栽培方法」欄は、仕立方法（普通仕立、特殊仕立等）等を記入すること。
- 5 「地勢」欄には、平坦地、傾斜地等と記入すること。なお、傾斜地の場合は、傾斜方向を記入すること。
- 6 「肥培管理の状況」欄は、上、中、下等の別を記入すること。
- 7 「備考」欄は、当該耕地の被害状況、補植状況、異動状況等の特記事項を記入すること。
- 8 各記入事項については、必要に応じて毎年加入申込書等により追加、補正すること。
- 9 耕地見取図を必要に応じて作成すること。

平成 年産畑作物共済加入申込書
(さとうきびを除く農作物)

農業共済組合長 殿
(市町村長)

定款及び共済規程（条例）を了知した上、畑作物共済について下記により加入申込みをいたします。

加入にあたり、加入申込書の記載事項は事実と相違ないこと、申込みができる農作物のすべてであること、及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものをでないことを確認します。

また、単位当たり共済金額は下記のとおり選択したく、申し出ます。

なお、畑作物共済の共済掛金等については、期日までに私の預金口座から振替えることを承諾します。

申込年月日 平成 年 月 日
申込者住所 氏名 印

畑作物共済の共済目的の種類等 (作物名)			提出期限		月		日		地区名		組合員等番号				自家用・贈答用数量 kg		摘要		
共済目的の種類	品種、栽培方法等に応ずる区分		引受方式	単位当たり共済金額の選択	地名・地番	一筆面積 a	田・畑の別	品 種 名	栽培面積 a	農家申告単 位当たり収 穫量 kg	仕向 先名	仕向 先名	仕向 先名	仕向 先名					
ば れ い し よ	でん粉加工用	／	／	下記より 選択			／				%		%		%				
	食品加工用																		
	種 子 用																		
生 食 用 (上記以外の用途)																			
大	白 大 豆 (下記以外の大豆)			普 通 種子用	半相殺方式 全相殺方式 一筆方式	下記より 選択			田・畑										
	丹 波 黒			半相殺方式 全相殺方式 一筆方式					田・畑										
	黒 大 豆		半相殺方式 全相殺方式 一筆方式				田・畑												

単位当たり共済金額の選択											
でん粉加工用 ばれいしょ	交付農業者の金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	種子用の金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	上記以外の生産者の金額		円	円	円	円	円	円	円	円	円
(てん菜)	交付農業者の金額		位	位	位	位	位	位	位	円	円
	上記以外の生産者の金額		位	位	位	位	位	位	円	円	円

(記入についてお願い)

- 1 あなたが、畑作物共済対象農作物（ばれいしょ、大豆等）を作付けするすべての耕地について、太線枠内の項目を記入してください。
- 2 「引受方式」欄は、大豆について半相殺方式、全相殺方式及び一筆方式のうち、加入を希望される方式に○を記入してください。
- 3 「単位当たり共済金額の選択」欄は、記載されている金額のうち、選択される金額に○を記入してください。
なお、でん粉加工用ばれいしょ、大豆、でん菜及びそぼについて、交付農業者の金額を選択する場合は、本様式の裏面の申告が必要です。
- 4 筆とは、農道、畦畔、水路等によって、判然と区画された耕地をいいます。「一筆面積」欄には、その面積をアール単位（0.1アール未満の端数は四捨五入）で記入してください。
- 5 大豆について、種子用にするために栽培している場合（主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）に則って栽培しているもの）は、「品種名」欄に品種名を記入してください。とともに、「種子用大豆」と合わせて記入して下さい。
- 6 「田・畑の別」欄は、作付けをする耕地が、かんがい設備を有し、たん水を必要とする作物（例えば水稻）を栽培することを常態とする場合には、田に○を、それ以外の場合には、畑に○を記入してください。
- 7 うね落し栽培又は間作若しくは混作をする耕地については、その旨を「摘要」欄に記入するとともに「栽培面積」欄にその畑作物の実利用面積をアール単位（0.1アール未満の端数は四捨五入）で記入してください。その他の耕地については、「栽培面積」欄は、「一筆面積」欄と同数を記入して下さい。
- 8 「農家申告単位当たり収穫量」欄には、豊作・凶作の年次を除いた平年的な10アール当たりの収穫量をキログラム単位の整数で記入してください。
なお、農業協同組合等への出荷数量等資料を提供された場合、組合等が10アール当たりの収穫量を設定しますので、記入を省略できます。
- 9 「出荷仕向別出荷割合等」欄には、出荷数量等の調査を行う場合について本年産の出荷を予定している出荷団体名（農業協同組合、製糖工場、でん粉加工工場等をいう。）及び当該出荷団体に出荷を予定している数量の割合を記入して下さい。
なお、春植えで、かつ、でん粉加工用として紅丸以外の品種を栽培しており、かつ、これらの品種について食品加工用又は食用としても栽培している場合には、食品加工用又は食用として出荷を予定している出荷団体名及び当該出荷団体に出荷を予定している数量の割合を併せて記入して下さい。
- 10 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 11 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

(組合等における様式作成等の際の注意)

- 1 組合等は、畑作物共済への加入が見込まれる者に対して本加入申込書を配布する際、あらかじめ「畑作物共済の共済目的の種類等（作物名）」欄に、当該組合等において共済規程等の規定により対象としている共済目的の種類及び品種、栽培方法等に応ずる区分を印字しておくこと。
また、加入申込者が選択しやすいよう、あらかじめ、「引受方式」欄（大豆に限る。）及び「単位当たり共済金額の選択」欄に、共済規程等の規定により対象としている引受方式及び単位当たり共済金額を印字しておくこと。
なお、単位当たり共済金額の印字は、金額ではなく、順位でも構わない。
- 2 加入の申込みがあったときには、その申込みに係る農作物の中に第3章第1節第3の2の(2)のアの(イ)に該当する引受不適格農作物がないかどうかを聴取り等により調査すること。

様式例第4号の裏面

経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書

経営所得安定対策の実施に伴い、農業者が大豆（でん粉原料用）ばいしょ、てん菜、そば）について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金（以下「交付金」といいます。）の交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等（農業災害補償法（昭和２年法律第１８５号）第１２条第１項の組合員等をいう。以下同じ。）の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができず、以下「交付農業者」といいます。）である場合は、交付金を加味した共済金額とすることができず、以下「交付農業者」を含みます。

しかし、この申告書を提出していただく時点では、まだ、交付金の交付は行われていないため、大豆（でん粉原料用）ばいしよ、てん菜、そば）の共済引受時においては、交付金の交付を申請する予定であることをもって交付金額を確定して引受けを行います。

このため、次の事項に回答いたしたいと思います。

なお、交付金を加味した共済金額で引受けを行った場合、交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかった大豆（でん粉原料用）ばいれいしよ、てん菜、そば）があったときは、その理由が、共済事故によって生じた損害（収穫皆無、全量規格外等）その他の組合員等の責めに帰することができないう事由である場合を除いて、当該大豆（でん粉原料用）ばいれいしよ、てん菜、そば）に係る引受内容（共済金額）を変更し、本組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは、共済金の一部を返還していただくことになりまして御了承ください。

また、交付農業者のうち交付金の面積払（営農継続支払）の交付を受けた者については、数量払が面積払（営農継続支払）の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして其済金を算定しますので御了承ください。

- 栽培する大豆（でん粉原料用）ばいしょ、てん菜、そば）について、交付金の交付を申請する予定はありますか。

はいはい

※どちらかに○印を付けてください。

(注) 交付金の交付申請を集落営農として行う場合、当該集落営農の代表者に確認の上、その名称及び代表者の氏名をかっこ内に御記入ください。

「はい」と答えられた方で、既に「交付申請者管理コード」を通知されている方は、そのコード番号を御記入ください。（交付申請者管理コードとは、経営所得安定対策の交付申請者管理コードです。）

[illegible]

(注) 交付金の交付の有無を確認するために必要となります。

また、「交付申請者管理コード」が付与されていない等の理由により御記入が無い場合には、改めて、コード番号を御確認させていただきますので、御協力をお願いします。

お知らせ

- ・本様式は、畑作物共済加入申込書（様式例第4号）と合わせて記入願います。

【以下、交付農業者に限る。】

- ・集落営農の代表者として交付金の交付申請をする場合、集落営農の構成員の名簿を提出ください。ただし、集落営農が農業共済資格団体となっている場合は、提出の必要はありません。
- ・交付農業者であるか否かを確認するため、本組合又は農業共済組合連合会が、後日、あなた様の氏名、住所、電話番号等の個人情報に基づいて、交付金の交付状況について〇〇県に駐在する地方参事官に問い合わせますので、御了承ください。（本申告書を提出された場合、本個人情報の取扱いについては、合意いただいたものとして取り扱います。）

平成 年産畑作物共済加入申込書取りまとめ表

畑作物区分	畑作物共済 は組合員等 氏名	引受 方式	危険 階級 区分	危険 段階 区分	引受 面積 ①	基準 収穫 量 ②	平均単 位当り 基準 収穫量 ③＝ ②÷①	引受収量 ④＝②× 0.9 又は0.8 又は0.7	単位当た り共済金 額(ホップ 当たり) ⑤	共 済 額 ⑥＝ ④×⑤	基 共 済 率 ⑦	基 準 共 済 率 ⑧＝ ⑥×⑦	共 済 率 ⑨	共 済 金 ⑩＝ ⑥×⑨	国 庫 負担額 ⑪＝ ⑧×⑪.5	組 員 負担額 ⑫＝ ⑩－⑪	分割徴収の場合			賦課金 ⑮	引 受 総 筆 数
					a	kg	kg	kg	円	円	%	円	%	円	円	円	第1回 徴収額 ⑬＝ ⑫×1/3	徴 収 期 限	第2回 徴収額 ⑭＝ ⑫－⑬	円	筆
	類(型)																				
	類(型)																				
()	計																				
	類(型)																				
	類(型)																				
()	計																				
	類(型)																				
	類(型)																				
()	計																				
	類(型)																				
	類(型)																				
合 計	計																				

(注意)

- この表は、加入申込者から提出された加入申込書を検討の上、畑作物区分ごとに作成すること。
- 「共済番号又は組合員等氏名」欄は、てん菜及びさとうきびについて当該組合員等の基準糖度を()書きで記入すること。
- 「引受方式」欄は、大豆について半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 一筆大豆の加入申込みがあるときは、「危険段階区分」欄の後に「耕地番号又は地名地番」欄を設け、一筆大豆については「耕地番号又は地名地番」欄から「共済金額」欄までは耕地ごとに記入すること。
- 「危険階級区分」欄には、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第120条の15第6項の規定により組合等が定めた危険段階の別を記入すること。
- 「引受収量」欄については、ばれいしよ、全相殺大豆及びてん菜にあっては②×0.9、半相殺大豆、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップにあっては②×0.8、小豆、いんげん及び一筆大豆にあっては②×0.7により算出した数量を記入すること。

平成 年産畑作物共済加入申込（変更通知）書
（さとうきび）

農業共済組合長殿
（市町村長）

申込年月日	平	成	年	月	日
申込者住所					
氏名	印				

定款及び共済規程（条例）を了知した上、さとうきびについて下記により加入申込み（変更通知）いたします。
加入にあたり、加入申込書の記載事項は事実と相違ないこと、申込みができるさとうきびのすべてであること、及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものではないことを確約します。
また、単位当たり共済金額は下記のとおりに選択しなく、申し出ます。
なお、畑作物共済の共済掛金等については、期日までに私の預金口座から振替えることを承諾します。

地名番	提出期限	月 日	地区名	組合員等番号		備考			
				栽培面積	前年産 栽培型				
		a	栽培型	品種名	株出回数	a	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	
			夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え		夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	
			夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え		夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	
			夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え		夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	
			夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え		夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	
			夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え		夏植え 株出し 春植え	夏植え 株出し 春植え	

自家用・贈答用数量	出荷仕向先別出荷割合等		
	仕向先名	仕向先名	仕向先名
kg	%	%	%

単位当たり共済金額の選択									
対象甘味資源作物生産者の金額		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位 第9位 第10位
上記以外の生産者の金額		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位			

(記入についてのお願い)

- 1 あなたがさとうきびを作付けするすべての耕地について、太線枠内の項目を記入して下さい。
- 2 「栽培型」及び「前年度栽培型」欄は、夏植え、株出し及び春植えのうち、いずれかに○を記入してください。
- 3 「単位当たり共済金額の選択」欄は、記載されている金額のうち、選択される金額に○を記入してください。

なお、対象甘味資源作物生産者の金額を選択する場合は、本様式の裏面の申告が必要です。

- 4 筆とは、農道、畦畔、水路等によって、判然と区画された耕地をいいます。「一筆面積」欄には、その面積をアール単位（0.1アール未満の端数は四捨五入）で記入してください。
- 5 同一筆に異なる株出し回数のもを作付けする場合には、行を分けて記入し、「栽培面積」欄にそのさとうきびの実利用面積をアール単位（0.1アール未満の端数は四捨五入）で記入してください。その他の耕地については、「栽培面積」欄は、「一筆面積」欄と同数を記入して下さい。
- 6 「出荷仕向別出荷割合等」欄には、本年産の出荷を予定している出荷団体名及び当該出荷団体に出荷を予定している数量の割合を記入して下さい。
- 7 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 8 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

(組合等における様式作成等の際の注意)

- 1 組合等は、加入申込者が選択しやすいよう、あらかじめ、「栽培型」及び「前年度栽培型」欄に、夏植え、株出し及び春植えを、「単位当たり共済金額の選択」欄に、共済規程等の規定により対象としている単位当たり共済金額（順位）を印字しておくこと。
- 2 加入の申込みがあったときには、その申込みに係る畑作物の中に第3章第1節第3の2の(2)の(ア)の(イ)に該当する引受不適格農作物がないかどうかを聴取り等により調査しておくこと。

対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書

(沖縄県の区域のうち、栗国村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の区域において、さとうきびを生産する方は記入不要です。)

[
]
 組合員等氏名
 印

さとうきびについては、平成 19 年産から最低生産者価格が廃止され、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、一定の要件に該当する対象甘味資源作物生産者に対し、甘味資源作物交付金を交付することとされたことに伴い、対象甘味資源作物生産者であるか否かで単位当たり共済金額が異なることとなります。

しかし、この加入申込書を提出していただく時点では、対象甘味資源作物生産者であるかどうか確定しません。

このため、次の事項に回答いただくようお願いいたします。

なお、対象甘味資源作物生産者の方は、対象甘味資源作物生産者以外の方よりも高い単位当たり共済金額を選択することができます。

1. 対象甘味資源作物生産者となる予定はありますか。

はい	いいえ
----	-----

※どちらかに○印を付けて下さい。

(注) 生産組織等が対象甘味資源作物生産者として加入する場合、当該生産組織等の代表者に確認の上、その名称及び代表者の氏名をかつこ内に記入してください。

(名称) 代表者氏名

2. 以前に対象甘味資源作物生産者となり、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付される対象生産者コードを有している方は、対象生産者コードを記入して下さい。

--	--	--	--	--	--	--	--

お知らせ

・本様式は畑作物共済加入申込書（様式例第 6 号）の記入に合わせて作成願います。

【以下、対象甘味資源作物生産者に限る。】

- ・生産組織等の代表者として加入する場合、生産組織等の構成員の名簿を提出して下さい。ただし、生産組織等が農業共済資格団体となっている場合は提出の必要はありません。
- ・機構から対象生産者コードが記された結果通知書の交付があった場合、当組合等に当該結果通知書の写しを提出して下さい。ただし、2 において対象生産者コードを記入した方は、当該結果通知書の写しの提出は不要です。
- ・対象甘味資源作物生産者であるか否かを確認するため、後日、あなたの氏名、対象生産者コードに基づいて、機構に問い合わせますので、ご了承下さい。（本申告書を提出された場合、本個人情報取扱いについては、合意いただいたものとして、取り扱いいたします。）
- ・対象甘味資源作物生産者に適用される単位当たり共済金額を選択したが、対象甘味資源作物生産者の要件を満たさなかった場合（収穫皆無の場合を除く。）は引受内容（単位当たり共済金額）が変更され、当組合等から共済掛金の一部返還を行い、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくこととなりますので、ご了承下さい。

申込者住所
氏名

殿

平成 年 月 日

住所
農業共済組合
組合長理事
市町村長
印
印

畑作物共済加入承諾書（さとうきびを除く農作物）

平成 年産〇〇について畑作共済への加入申込みを下記の内容のとおり承諾しました。
つきましては、〇〇の引受予定面積等に変更が生じた場合は速やかに共済組合へご連絡ください。
なお、農業共済組合共済規程（〇〇村（市町）農業共済条例）第〇〇条第〇〇項各号又は同〇〇条の規定に該当することが明らかになった場合には、加入承諾を取り消すことがあります。
また、大豆については、全相殺方式を選択された場合であっても、農業共済組合共済規程（〇〇村（市町）農業共済条例）第〇〇条第〇〇項に定める全相殺方式の資格要件を満たさないことが明らかとなった場合には半相殺方式又は一筆方式で加入いただくこととなりますので予めご了承ください。
追って、加入申込書に基づく引受内容の確定後、「畑作物共済共済掛金等払込通知書」により、払い込むべき共済掛金、賦課金、納入期限及び納入場所を通知いたします。

記

共済目的の種類等	地名地番	引受予定面積
		a

(注意)

文中の「農業共済組合共済規程（〇〇村（市町）農業共済条例）第〇〇条第〇〇項」には、なお書きにおいては「農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第99条第1項各号又は同102条（共済事業を行う市町村の模範条例の基準（昭和38年12月27日付け38農経B第4054号農林事務次官依命通知）第98条の2第1項各号又は同102条）」を、また書きにおいては「農業共済組合模範共済規程例の基準第98条第7項（共済事業を行う市町村の模範条例の基準第98条第7項）」に対応する条項を規定すること。

申込者住所
氏名 殿住所
農業共済組合（市町村）
組合長理事（市町村長） 印

畑作物共済共済掛金等払込通知書兼内容通知書

平成 年産〇〇〇について引受の確定をしましたので、下記により共済掛金及び賦課金を払込んで下さい。

記

- 1 申込者負担額及び賦課金の合計 円也 { 第1回払込み額 円也
第2回払込み額 円也

- 2 払込期限 第1回払込み 平成 年 月 日 第2回払込み 平成 年 月 日

- 3 払込場所

- 4 共済契約の内容は次のとおりです

共済目的 の種類等	引受面積	引受収量	共済金額	共 済 掛 金			賦課金
				総 額	国庫負担金	申込者負担額	
	a	kg	円	円	円	円	円
計							

共済関係成立日		共済責任期間の始期及び終期
共済事故		

(注意)

通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。当該通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

なお、上記2の払込期限（分割払いの場合は、第1回目の払込期限）までに上記4に係る共済掛金の申込者負担額の払込みがない場合、〇〇農業共済組合共済規程（〇〇村（市町）農業共済条例）〇〇条〇項の規定により、あなたとの当該共済関係を解除することとなりますので予め御了承下さい。

(作成上の注意)

- 1 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 2 「通知すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第15条第1項及び第2項、第101条第3項並びに第105条の通知等をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、（注意）の「別紙」を「裏面」とすること。
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか、又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。
- 3 なお書面の「〇〇農業共済組合共済規程（〇〇村（市町）農業共済条例）〇〇条〇項」には農業共済組合模範共済規程例の基準第114条の2又は共済事業を行う市町村の模範条例の基準第114条の2に対応する条項を規定すること。

申込者住所
氏名

殿

平成 年 月 日

住所
農業共済組合
組合長理事 印
市町村長 印

畑作物共済加入承諾書（変更承諾書）
（さ と う き び）

平成 年産さとうきびについての畑作物共済への加入申込みを下記の内容のとおり承諾（変更承諾）しました。なお、株出し及び春植への栽培に変更が生じたときは、速やかに加入申込みの変更通知をして下さい。

記

栽 培 型	引 受 面 積
夏 植 え	a
株 出 し	
春 植 え	
計	

（注意）畑作物共済加入変更承諾書を発行する場合は、「なお書」を削除すること。

会 長 事 業 共 済 組 合 連 合 会
県 (都 道 府)

農業共済組合
組合長理事
市町村長

農業災害補償法第127条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	前 年 産 引 受 実 績 と の 比 較				
								前年産実 引受戸数	増 減	前 年 産 引 受 面 積	増 減	増 減 理 由
県（都道府）通知単位当たり 収穫量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	前年産実 引受戸数	増 減	前 年 産 引 受 面 積	増 減	増 減 理 由
組合等平均単位当たり収穫量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	戸	戸	a	a	
⑧	%	%	%	%	%	%	%	引 受 総 筆 数	面積加入率			摘 要
⑦									栽培面積⑨	①／⑨	%	
組合等平均単位当たり共済	円	円	円	円	円	円	円	筆	a			
金額（キログラム当たり）	円	円	円	円	円	円	円					

(A4判横)

(注 意)

- 1 この通知書は、畑作物区分ごとに作成すること。
- 2 「保険割合」欄は、保険金額の共済金額に対する割合（９０％を選択している場合は９０、８０％を選択している場合は８０）を記入すること。
- 3 「引受方式」欄は、大豆について半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 4 「危険階級区分」欄には、法第１２０条の１５第１項の規定により都道府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第１２０条の１５第６項の規定により組合等が定めた危険段階の別を記入すること。
- 5 「前年産引受実績との比較」欄は、増減のいずれかに○印を付して、その差を記入し、理由を具体的に記入すること。
- 6 「栽培面積」欄は、農林水産統計資料による前年産の栽培面積を記入すること。なお、農林水産統計資料による前年産の栽培面積が引受面積よりも小さい場合又は農林水産統計資料によることが困難である場合は、本年産の栽培面積を推定し、その面積を（ ）を付して記入することともに、「①／⑨」欄にも（ ）を付して記入すること。
- 7 「県（都道府）通知単位当たり収穫量」及び「組合等平均単位当たり収穫量」及び「 $\frac{⑧}{⑦}$ 」欄は、大豆については、半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 8 さとうきびについては、「引受戸数」、「引受面積」、「基準収穫量」、「県（都道府）通知単位当たり収穫量」及び「組合等平均単位当たり収穫量」欄は、栽培型ごとに記入し、これ以外の欄は「合計」欄のみに記入すること。
- 9 てん菜及びさとうきびについては、この引受通知書に、「引受通知書添付書」（様式例第８号の２）を添付すること。
- 10 組合等の合併等がなされた場合の取りまとめは、旧組合等別に算出したものを合計し、新組合等の引受通知書を作成すること。なお、旧組合等別の内訳をそれぞれ別葉に作成し、添付すること。

農 業 共 濟 組 合

一枚

[illegible]

は、法第120条の15第6項の規定により組合等が定めた危険段階の別を記入すること。

(A4判横)

1 この表は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（さとうきびについては、栽培型の別ごと）、大豆については引受方式（半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆）の別ごとに、「組合員等別（一筆大豆については耕地別）の10アール当たり基準収穫量」欄の「集計区分」ごとの引受戸数、引受面積、引受筆数、基準収穫量を集計すること。

2 「組合員等別の10アール当たり基準収穫量」の刻みは、大豆、小豆、いんげん及びホップは10キログラム刻み、ばれいしょ、スイートコーン及びかぼちやは100キログラム刻み（ただし、北海道のばれいしょにあつては200キログラム刻み）、てん菜及びたまねぎは500キログラム刻み、さとうきびは1,000キログラム刻みとすること。

平成 年産 畑作物共済再保険引受通知書

第 年 月 日
平成 年 月 日
県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事

農業災害補償法第138条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

畑作物共済再保険区分		連合会番号		共 済 金 額		共 済 掛 金				保 険 料		保 険 金 額		計
引受方式	引受戸数 ①	引受面積 ②	基 準 収 穫 量 ③	引収収量 ④	保 険 割 合		計 ⑦=⑤+ ⑥	基 準 共 済 掛 金 ⑧	共 済 掛 金 ⑨	国 庫 負 担 額 ⑩	組 合 員 等 負 担 額 ⑪	保 険 料 ⑫	保 険 割 合	
					90% ⑤	80% ⑥							90% ⑬	80% ⑭
		a	kg	kg		円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	延実													
計	延実													
計	延実													
合計	延実													
通常標準被害率 ⑩	通常標準被害額 ⑪=⑬×⑭	再保険金額 ⑫=(⑬-⑪)×0.95	再保険料基礎率 ⑬	再保険料 ⑭=⑬×⑬×0.95	⑮=⑬×⑬×0.95	⑯=⑬×⑬×0.95	⑰=⑬×⑬×0.95	⑱=⑬×⑬×0.95	⑲=⑬×⑬×0.95	⑳=⑬×⑬×0.95	㉑=⑬×⑬×0.95	㉒=⑬×⑬×0.95	㉓=⑬×⑬×0.95	㉔=⑬×⑬×0.95

(注意)

- 1 この通知書は、「引受通知書」(様式第8号の1)を集計して作成すること。
- 2 「農林水産省通知単位当たり収穫量」欄は、その畑作物区分が属する共済目的の種類の第2章第3節第3の1の(1)のエ及び同1の(2)のウの経営局長が定める単位当たり収穫量を記入すること。
- 3 「前年度引受実績との比較」の「増減」欄は、増加又は減少と記入した上、その差を、減少の場合は△印を付し記入すること。また、「増減理由」欄は、「引受通知書」の「増減理由」欄に基づいて記入すること。
- 4 「栽培面積」欄は、農林水産統計資料による連合会の区域に係る前年産の栽培面積を記入すること。
- 5 「引受方式」欄は、大豆について半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。

平成 年産 畑作物共済基準収穫量検討表 (集計表)

[illegible]

(A4判横)

(注意)

1 この表は、「基準収穫量検討表」(様式第9号)に基づき、品種、栽培方法等に応ずる区分ごと(さとうきびについては、栽培型の別ごと)、大豆については引受方式(半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆)の別に作成し、さらに共済目的の種類ごとに作成すること。

なお、一筆大豆については、「引受戸数」欄及び「百分比」欄の「戸数」欄を削除すること。

2 「組合員等別（一筆大豆については耕地別）の10アール当たり基準収穫量」欄の刻みは、大豆、小豆、いんげん及びホップは10キログラム刻み、ばれいしよ、スイートコーン及びかぼちゃは100キログラム刻み（ただし、北海道のばれいしよにあつては200キログラム刻み）、てん菜及びたまねぎは500キログラム刻み、さとうきびは1,000キログラム刻みとすること。

「県（都道府）通知単位当たり収獲量（農林水産省通知収）」欄は、品種、栽培方法等に応ずる区分ごと（さとうきびについては、栽培型の別ごと）の集計表については、「組合等別10アール当たり収獲量決定報告書」（様式第2号の1）の「畑作物共済の共済目的の種類等（品種、栽培方法等に応ずる区分ごと）（さとうきびについては、栽培型の別ごと）」の「県（都道府）通知単位当たり収獲量」欄の計の数値（ $\Sigma \Sigma \textcircled{3}$ ）を記入し、共済目的の種類ごとの集計表については「農林水産省通知単位当たり収獲量」欄の数値を記入すること。
 $\Sigma \Sigma \textcircled{1}$

この表は、「再保険引受通知書」(様式第10号)に添付すること。

(注意)

- 1 この通知書は、「特定組合引受通知書添付書」（様式例第 1 2 号の 2）を集計し、畑作物共済保険区分ごとに作成すること。
- 2 「農林水産省通知単位当たり収穫量」欄は、その畑作物区分が属する共済目的の種類の第 2 章第 3 節第 3 の 1 の (1) のエ及び同 1 の (2) のウの経営局長が定める単位当たり収穫量を記入すること。
- 3 「前年産引受実績との比較」の「増減」欄は、増加又は減少の区別をした上、その差を記入し、理由を具体的に記入すること。
- 4 「栽培面積」欄は、農林水産統計資料による特定組合の区域に係る前年産の栽培面積を記入すること。なお、農林水産統計資料による前年産の栽培面積が引受面積より小さい場合は、本年産の栽培面積を推定し、その面積を（ ）を付して記入するとともに、「②/22」欄にも（ ）を付して記入すること。
- 5 「引受方式」欄は、大豆について半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 6 てん菜及びさとうきびについては、この特定組合引受通知書に、「引受通知書添付書」（様式例第 8 号の 2）を添付すること。

平成 年産 畑作物共済特定組合引受通知書添付書

県（都道府）農業共済組合

畑作物区分		共 済 掛 金													
畑作物共済の種 共済目的の種 類等（品種、 栽培方法等に 応ずる区分）	引受方式	危険階級 区分	危険段階 区分	引受戸数	引受面積 ①	単位当たり 共済金額 (キログラムあたり)	基 礎 収 穫 量	引受収量 ②	共済金額 ③	基準共済 掛金率	基準共済 掛金	共 済 率	共済掛金	国 庫 共 済 掛 金	組合員等 負担額
類 (型)				戸	a	・	kg	kg	円	%	円	%	円	円	円
類 (型)			計			・				/		/			
類 (型)			計			・				/		/			
類 (型)			計			・				/		/			
類 (型)			計			・				/		/			
類 (型)			計			・				/		/			
合 計				延 実		/			/		/				

類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)	類 (型)
県（都道府）通知単位当たり 収穫量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
特定組合平均単位当たり収穫量	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
④	%	%	%	%	%	%	%
⑤	%	%	%	%	%	%	%
③	円	円	円	円	円	円	円
特定組合平均単位当たり共済 金額（キログラム当たり）	・	・	・	・	・	・	・
②	円	円	円	円	円	円	円

(注 意)

- 1 この添付書は、畑作物区分ごとに作成すること。
- 2 「引受方式」欄は、大豆について半相殺大豆、全相殺大豆及び一筆大豆の別を記入すること。
- 3 「危険階級区分」欄には、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第120条の15第6項の規定により特定組合が定めた危険段階の別を記入すること。
- 4 この添付書は、「特定組合引受通知書」（様式第12号の1）に添付すること。

平成 年産畑作物共済組合等別箱当たり収蔵量決定報告書
(蚕 繭)

共済目的の種類等		〇 〇 蚕 繭						県 (都府) 名	
		〇 〇 蚕 繭		〇 〇 蚕 期		〇 〇 蚕 期			
組合等名	掃立箱数	県 (都府) 通知 箱当たり収繭量 ②	総収繭量 ③ = ① × ②	掃立箱数 ④	県 (都府) 通知 箱当たり収繭量 ⑤	総収繭量 ⑥ = ④ × ⑤	掃立箱数 ⑦	県 (都府) 通知 箱当たり収繭量 ⑧	総収繭量 ⑨ = ⑦ × ⑧
	①	箱	kg	kg	箱	kg	kg	箱	kg
実									
施									
組									
合									
等									
小計 (平均)	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ④	$\frac{\Sigma ⑥}{\Sigma ④}$	Σ ⑥	Σ ⑦	$\frac{\Sigma ⑨}{\Sigma ⑦}$	Σ ⑨
非									
実									
施									
組									
合									
等									
小計 (平均)	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ④	$\frac{\Sigma ⑥}{\Sigma ④}$	Σ ⑥	Σ ⑦	$\frac{\Sigma ⑨}{\Sigma ⑦}$	Σ ⑨
糸繭計 (平均)	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③	Σ Σ ④	$\frac{\Sigma \Sigma ⑥}{\Sigma \Sigma ④}$	Σ Σ ⑥	Σ Σ ⑦	$\frac{\Sigma \Sigma ⑨}{\Sigma \Sigma ⑦}$	Σ Σ ⑨
実									
施									
組									
合									
等									
小計 (平均)	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ④	$\frac{\Sigma ⑥}{\Sigma ④}$	Σ ⑥	Σ ⑦	$\frac{\Sigma ⑨}{\Sigma ⑦}$	Σ ⑨
非									
実									
施									
組									
合									
等									
小計 (平均)	Σ ①	$\frac{\Sigma ③}{\Sigma ①}$	Σ ③	Σ ④	$\frac{\Sigma ⑥}{\Sigma ④}$	Σ ⑥	Σ ⑦	$\frac{\Sigma ⑨}{\Sigma ⑦}$	Σ ⑨
種繭計 (平均)	Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ ③	Σ Σ ④	$\frac{\Sigma \Sigma ⑥}{\Sigma \Sigma ④}$	Σ Σ ⑥	Σ Σ ⑦	$\frac{\Sigma \Sigma ⑨}{\Sigma \Sigma ⑦}$	Σ Σ ⑨
合計 (平均) (糸繭＋種繭)	Σ Σ Σ ①	$\frac{\Sigma \Sigma \Sigma ③}{\Sigma \Sigma \Sigma ①}$	Σ Σ Σ ③	Σ Σ Σ ④	$\frac{\Sigma \Sigma \Sigma ⑥}{\Sigma \Sigma \Sigma ④}$	Σ Σ Σ ⑥	Σ Σ Σ ⑦	$\frac{\Sigma \Sigma \Sigma ⑨}{\Sigma \Sigma \Sigma ⑦}$	Σ Σ Σ ⑨
県 (都府) 総計	掃立箱数 (A)		総収繭量 (B)		県 (都府) 平均単 位当たり収繭量		農林水産省通知箱当たり収繭量		
					(B) ―― (A)				kg
			kg						kg

(注意)

- 1 この報告書は、共済事業の実施を予定していない組合等も含めて作成すること。
- 2 掃立箱数は、箱当たり収繭量算出の基礎としたものを記入すること。
- 3 小蚕期別共済を実施していない組合等については、「蚕繭」欄のみ記入すること。
- 4 収繭量の単位は、キログラムとし、1キログラム未満の端数は小数点以下第1位までとし小数点以下第2位を四捨五入して記入すること。
- 5 県（都府）総計の「(A)」及び「(B)」欄は、「蚕繭」欄の「掃立箱数」及び「総収繭量」の「合計」の数値に一致する。
- 6 「県（都府）通知箱当たり収繭量」の算定において、下記の場合にあっては、それぞれの項目をこの報告書に添付すること。
 - (1) 第2章第3節第3の2の(1)のイにより平均箱当たり収繭量を修正した場合
該当市町村名、修正することとした理由、関係機関の意見等
 - (2) 第2章第3節第3の2の(4)のただし書により組合ごと箱当たり収繭量を定めた場合
該当組合等名、修正することとした理由、関係機関の意見等
 - (3) 第2章第3節第3の4により組合等ごとの箱当たり収繭量を定めた場合
該当組合等名、前年産の設定に係る基礎資料等
 - (4) 農林水産統計資料以外の関係機関が作成した蚕繭に関する資料を用いた場合
当該資料名、当該資料を作成した機関名、当該資料を用いた理由等
- 7 「農林水産省通知箱当たり収繭量」欄には、第2章第3節第3の2の(4)の経営局長が定める箱当たり収繭量を記入すること。

(記入についてのお願い)

- 1 この加入申込書の太線枠内の項目についてもれなく記入して下さい。「単位当たり共済金額の選択」欄は、記載されている金額のうち、選択される金額に○を記入して下さい。
- 2 あなたが掃立を行うすべての蚕繭（蚕期）について記入して下さい。なお、同一蚕期中に複数の掃立を行う場合は、その合計量と最終掃立時期を記入し、各蚕期ごとの掃立回数を「摘要」欄に記入してください。
- 3 申告掃立量の 1 箱未満の端数は小数点以下第 2 位までとし、第 3 位を四捨五入して下さい。
- 4 見込収繭量は、過去の収繭量をもとにして、今年収繭予定の量を記入してください。
- 5 掃立時期は、掃立予定月日を記入して下さい。稚蚕共同飼育等の場合は併せて配蚕予定月日を「摘要」欄に記入してください。
- 6 種繭を飼育する場合は「種」と、また蚕児にホルモン処理を施す等特殊飼育をする場合又は特殊な蚕種を飼育する場合はその旨を、「摘要」欄に記入してください。
- 7 飼育場所は、住所以外で飼育する場合だけ記入して下さい。
- 8 記入事項に誤り又は変更があった場合には、速やかに届け出てください。
- 9 見積桑園面積は、けい畔、立通桑園等の実利用面積を記入して下さい。
- 10 使用蚕期は、該当の蚕期に○印をして下さい。
- 11 買桑契約のある場合は、「備考」欄に契約の相手、数量、その他内容等について記入して下さい。ただし、あなたが肥培管理まで行う買桑契約のある場合には、契約の相手ごと及び「備考」欄に記入して下さい。
- 12 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。

(注意)

- 1 組合等は、「小蚕期区分」欄は、小蚕期区分について地域指定がある場合には、春蚕繭については左欄に「前期」、右欄に「後期」と、初秋蚕繭についても同様に「夏蚕期」、「初秋蚕期」と、晩秋蚕繭についても同様に「晩秋蚕期」と印字しておくこと。また、地域指定がない場合には「指定なし」と印字しておくこと。
また、加入申込者が選択しやすいよう、あらかじめ、「単位当たり共済金額の選択」欄に、共済規程等の規定により対象としている単位当たり共済金額を印字しておくこと。
- 2 加入の申込みがあったときは、その申込みに係る蚕繭の中に第 3 章第 1 節第 3 の 2 の (2) のアの (ケ) に該当する引受不適格蚕繭がないかどうかを聴取り等により調査しておくこと。
- 3 同一蚕期中に複数の掃立を行う農家については、別途、各掃立ごとの「掃立量、見込収繭量及び掃立時期（稚蚕共同飼育等の場合は掃立時期とともに配蚕時期）」を取りまとめた掃立計画を把握しておくこと。

平成 年産 蚕繭の引受整理表

地区名	組合員等番号				組合員等氏名			
	出 荷 実 績				確定 (加入申込時)			
	年	年	年	平均 ①	前年の基準 収繭量 ③	農家申告 申告見込 収繭量 ⑤	農家申告 掲立箱数 ⑧	見込収繭 量⑨＝⑦ ×⑧
共済目的の 種類等	kg	kg	kg	kg	kg	kg	箱	kg
春蚕繭	前期							
	後期							
初秋蚕繭	夏 蚕 期							
	初秋蚕期							
晩秋蚕繭	晩秋蚕期							
	晩晩秋蚕期							
合 計								

地区名	購入 蚕 種 箱 数				実掲立報告書			
	年	年	年	平均 ②	前年の共 済箱数 ④	過去の蚕種 箱当たり収 繭量 ⑥＝ ①/②	本年の蚕種 箱当たり収 繭量 ⑦＝ ⑥又は 検討値	見込収繭 量⑩＝ ⑧/⑥又は ⑨/⑧
	箱	箱	箱	箱	箱	kg	kg	kg
共済目的の 種類等	箱	箱	箱	箱	箱	kg	kg	kg
春蚕繭	前期							
	後期							
初秋蚕繭	夏 蚕 期							
	初秋蚕期							
晩秋蚕繭	晩秋蚕期							
	晩晩秋蚕期							
合 計								

(注意)

- ①、②欄は、過去の異常年を除いて算定する。
- ⑦欄は、⑥欄の数値又は本年の配蚕の状況が、調査等により見込まれる場合は、その数値とする。
- ⑩欄は、③欄の数値を④欄の数値で除して得た数値又は本年の箱当たり収繭量が調査等により推定される場合は、その数値とする。
- ⑪欄は、①、③、⑤及び⑨欄の数値を参酌して定める。
- 小蚕期別共済を実施していない場合には、春蚕繭にあつては「前期」欄、初秋蚕繭にあつては「夏蚕期」欄、晩秋蚕繭にあつては「晩秋蚕期」欄に記入する。
- 「再確定」欄の基準収繭量及び共済箱数の計算式の（ ）内は、第3章第1節第3の2の（4）のエの規定により確定基準収繭量を再確定基準収繭量とする場合に
おいて、適用すること。
- 糸繭・種繭の別欄は、種繭用を飼育する場合のみ「種」と記入する。

平成 年産 畑作物共済加入申込書取りまとめ表
(蚕 繭)

畑作物区分(共済目的の種類等)		共済責任期間による種別				再 確 定 (実 掃 立 後)		糸繭・ 種繭 の別	引受収量 ⑦=(②)又は ④又は⑥)× 0.8 kg	単位当たり 共済金額 (キログラム 当たり) ⑧ 円	共済金額 ⑨=⑦×⑧ 円	共済掛金率 ⑩ %	共済掛金 ⑪=⑨×⑩ 円	国庫負担額 ⑫=⑪×0.5 円	組合員等 負担額 ⑬=⑪-⑫ 円	賦課金 円
組合員等番号 又 は 組合員等氏名	小 蚕 期 区 分	危険 段階 区分	危険 段階 区分	選 択 単 位 区 分	確 定 (A) (〇月〇日まで) 共済箱数 ① 箱	確 定 (B) (〇月〇日まで) 基準収繭量 ④ kg	再 確 定 (実 掃 立 後) 共済箱数 ⑤ 箱									
	計															
合 計		糸繭														
		種繭														
		糸繭														
		種繭														
		糸繭														
		種繭														
	計	糸繭														
		種繭														

小蚕期区分	組合等平均箱当たり収分量と県通知箱当たり収分量に対する割合										箱 数 加 入 率								
	糸・種の別	県通知箱当たり 収 量 ⑭	確 定 (A) (〇月〇日まで)		確 定 (B) (〇月〇日まで)		再 確 定 (実掲立後)		掲立箱数 21	箱	確 定 (A) (〇月〇日まで)		確 定 (B) (〇月〇日まで)		再 確 定 (実掲立後)				
			⑮=②/①	kg	⑯=⑤/⑭	%	⑰=④/③	kg			%	⑱=⑥/⑤	⑲=⑩/⑪	%		①/ 21	%	③/ 21	%
	糸 繭																		
	種 繭																		
	糸 繭																		
	種 繭																		
	糸 繭																		
	種 繭																		
合 計	糸 繭																		
	種 繭																		

(注意)

- 1 この表は、加入申込者から提出された加入申込書を検討の上、畑作物区分(共済目的の種類等)ごと及び共済責任期間による種別ごとに作成すること。
- 2 「小蚕期区分」欄は、小蚕期区分について地域指定がある場合には、春蚕繭については上段に「前期」、下段に「後期」と、初秋蚕繭については同様に「夏蚕期」、「初秋蚕期」と、晩秋蚕繭についても同様に「晩秋蚕期」、「晩晩秋蚕期」と記入すること。また、地域指定がない場合には「指定なし」と記入すること。
- 3 「危険階級区分」欄には、法第120条の15第1項の規定により都道府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第120条の15第6項の規定により組合等が定めた危険段階の別を記入し、「選択単位区分」欄には、単位当たり共済金額の個人選択の場合のみ※印を付すること。
- 4 「確定(A)」欄の「○月○日まで」には、組合等の共済規程等に定めた春蚕繭の加入申込書の提出期限を記入すること。
ただし、初秋蚕繭又は晩秋蚕繭については、春蚕繭の共済責任期間の始期が混在する組合等においては春蚕繭(発芽期)の加入申込書の提出期限を記入すること。
- 5 「確定(B)」欄の「○月○日まで」には、初秋蚕繭又は晩秋蚕繭から掃立てを開始する農家の加入申込書の提出期限(変更通知書提出期限と同じ。)を記入すること。
- 6 「確定(B)」欄は、変更通知書の提出があった場合又は確定(A)で定めた期日の翌日から確定(B)で定めた期日まで新規申込みがあった場合のみ記入すること。この場合、変更通知書の提出がなかった者については、「確定(A)」欄の数値を記入すること。

なお、春蚕繭は空欄とする。

- 7 「糸繭・種繭の別」欄には、種繭の場合のみ※印を付すること。
- 8 「共済箱数」欄は、小数点以下第2位まで、「基準収繭量」欄は、1キログラム未満の端数を四捨五入して整数位まで、金額は1円未満の端数は切り捨てて整数位まで記入すること。
- 9 「組合等平均箱当たり収繭量と県通知箱当たり収繭量に対する割合」欄の「⑮」から「⑳」までの欄は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位まで記入すること。
- 10 小蚕期別共済を実施していない場合は、「計」欄に記入すること。ただし、組合等の一部地域で実施している場合はそれぞれ(小蚕期及び指定なし)ごとに区別し、合計欄でそれぞれごとに集計すること。
- 11 「掃立箱数」欄は、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数(蚕種2万粒を1箱として換算したもの)を記入すること。なお、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数が共済箱数よりも小さい場合又は農林水産統計資料等によることが困難である場合は、本年産の掃立箱数を推定し、その箱数を()を付して記入するとともに、「①／21」、「③／21」、「⑤／21」欄にも()を付して記入すること。

申込者住所
氏名

殿

平成 年 月 日

住所

農業共済組合

組合長理事

市町村長

印

印

畑作物共済加入承諾書

(蚕 繭)

平成 年産蚕繭について畑作物共済への加入申込みを下記の内容のとおり承諾しました。

なお、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の掃立計画に変更が生じたときは、下記の変更通知書提出期限までに加入申込みの変更通知をして下さい。

記

地 区 名	小蚕期区分	組合員等番号	共済箱数 (又は掃立箱数)	基準収繭量	変更通知書提出期限
春 蚕 繭			箱	kg	
初秋蚕繭					月 日まで
晩秋蚕繭					月 日まで

共済箱数とは、掃立箱数を、蚕種2万粒を1箱として換算したものです。

(注意)

- 1 「小蚕期区分」欄は、小蚕期区分について地域指定がある場合には、春蚕繭については上段に「前期」、下段に「後期」と、初秋蚕繭については同様に「夏蚕期」、「初秋蚕期」と、晩秋蚕繭についても同様に「晩秋蚕期」と記入しておくこと。また、地域指定がない場合には「指定なし」と記入しておくこと。
- 2 変更通知書提出期限は、初秋蚕繭又は晩秋蚕繭の共済責任期間の開始前の期日を設定すること。

平成 年産畑作物共済変更通知書
(蚕 繭)

農業共済組合長 殿
(市町村長)

平成 年 月 日
申込者住所
氏 名 (印)

蚕繭について下記により変更通知いたします。

地 区 名	組合員等番号		掃 立 時 期	摘	要
共済目的の種類等	小 蚕 期 区 分	掃 立 量	見 込 収 繭 量	見 込 収 繭 量	要
○ ○ 蚕 繭	○ ○ 蚕 期	箱	kg	月 日	
	○ ○ 蚕 期				

(記入についてのお願い)

- 1 変更する箇所に二重線を引いて数字を記入して下さい。
- 2 掃立量、見込収繭量、掃立時期以外で変更する箇所（飼育場所、種繭・糸繭の別等）がある場合は「摘要」欄に記入して下さい（桑園の使用計画を変更した時はその旨を記入して下さい。）。
- 3 同一蚕期中に複数の掃立を行うことに変更となった場合は、その合計量と最終掃立時期を記入し、各蚕期ごとの掃立回数を「摘要」欄に記入して下さい。

(注意)

- 1 この変更通知書は、畑作物共済加入承諾書（様式例第18号の1）に添付して予め配布するか又は変更がある旨の通知があった申込者に配布すること。
- 2 「○○蚕繭」欄には初秋蚕繭又は晩秋蚕繭、「○○蚕期」にはそれぞれその共済目的の種類等に対応する小蚕期区分を記入し、小蚕期指定がない場合は「指定なし」と記入すること。
- 3 申込者に配布する前に、「掃立量」、「見込収繭量」、「見込時期」の欄にはその申込者の加入申込書の数字を記入しておくこと。
- 4 変更通知書の提出がない場合は、その旨を聴取り等により確認しておくこと。
- 5 この変更通知書の提出方法は、組合等が定めること。

[illegible]

- 1 太線枠内の※印欄に記入して下さい。
- 2 「組合員等報告実掃立箱数」欄には、桑葉災害の有無にかかわらず、実際に掃立てた数量を記入して下さい。
- 3 種繭用を飼育する場合には、「摘要」欄に「種」と記入して下さい。
- 4 連絡者の方は、掃立（稚蚕共同飼育等の場合は配蚕）後これを取りまとめて速やかに組合等に提出して下さい。この報告書は共済契約の内容等を決定する上で重要ですので組合員等に確認して下さい。

- 1 この報告書は、掃立（配蚕）の都度作成すること。
- 2 組合員等報告実掃立箱数を蚕種業者等別に検討する必要がある場合には、蚕種業者等別に上記の各欄を報告、調査できる様式に改めること。
- 3 実掃立の報告がない組合員等に対しては、その旨を聴取り調査等により確認しておくこと。

申込者住所
氏名

殿

平成 年 月 日

住所
農業共済組合（市町村）
組合長理事（市町村長）

印

畑作物共済共済掛金等払込通知書兼内容通知書 (蚕 繭)

平成 年産○○蚕繭（○○蚕期）の共済掛金及び賦課金を下記により払込んで下さい。

- 1 申込者負担額及び賦課金の合計
2 払込期限
3 払込場所
4 共済契約の内容は次のとおりです。

記
円也
日

平成 年 月 日

共 済 箱 数 (又は掃立箱数)	基準収繭量	引 受 収 量	共 済 金 額	共 済 掛 金		賦 課 金
				総 額	申込者負担額	
箱	kg	kg	円	円	円	円

共済関係成立日	共済責任期間の始期及び終期
共済事故	

(注意)

通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。当該通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

なお、上記2の払込期限までに上記4に係る共済掛金の申込者負担額の払込みがない場合、○○農業共済組合共済規程（○○村（市町）農業共済条例）○○条○項の規定により、あなたとの当該共済関係を解除することとなりますので、予めご了承下さい。

また、共済箱数とは、掃立箱数を、蚕種2万粒を1箱として換算したものです。

(作成上の注意)

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第15条第1項及び第2項、第101条第3項並びに第105条の通知等をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、(注意)の「別紙」を「裏面」とすること。
- なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか、又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。
- なおお書の「○○農業共済組合共済規程（○○村（市町）農業共済条例）○○条○項」には農業共済組合模範共済規程例の基準第114条第4項又は共済事業を行う市町村の模範条例の基準第114条第4項に対応する条項を規定すること。

平成 年産 畑作物共済引受通知書

(蚕 繭)

県(都府) 農業共済組合連合会
会長理事 殿

農業共済組合
組合長理事
市町村長

農業災害補償法第127条第1項(第2項)の規定により下記のとおり通知(変更通知)します。

組合等番号		畑作物区分(共済目的の種類等)		共済責任期間による種別		小蚕期区分		保険割合											
危険 階級 区分	危険 段階 区分	選択 単位 区分	引 受 戸 数	単位当たり 共済金額 (キログラム当たり)	共済箱数 ①	基準収繭量	引受収量 ②	共済金額 ③	共 済 掛 金 率	共 済 掛 金 ④	国庫負担額 ⑤	組合員等 負 担 額	保 険 料						
													総 額 ⑥=④× 0.9 又は 0.8	納 入 額 ⑥-⑤					
			戸	円	箱	kg	kg	円	%	円	円	円	円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						
													円						

(注 意)

- 1 この通知書は、畑作物区分（共済目的の種類等）ごと、共済責任期間による種別ごと及び小蚕期区分ごと（組合等の全域にわたって地域指定を受けている場合はその小蚕期区分ごと、地域指定を全く受けていない場合は「指定なし」、組合等の一部の地域について地域指定を受けている場合はそれぞれ（小蚕期区分ごと及び指定なし）ごと）に作成すること。
- 2 「共済責任期間による種別」欄は、発芽期又は発芽期前の別を記入すること。
- 3 「保険割合」欄は、保険金額の共済金額に対する割合（９０％を選択している場合は９０、８０％を選択している場合は８０）を記入すること。
- 4 「危険階級区分」欄には、法第１２０条の１５第１項の規定により都府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第１２０条の１５第６項の規定により組合等が定めた危険段階の別を記入すること。
- 5 「選択単位区分」欄には、単位当たり共済金額の個人選択の場合のみ※印を付すること。
- 6 金額は、１円未満の端数を切り捨てること。ただし、「組合等平均単位当たり共済金額」欄は、四捨五入すること。
- 7 「基準収繭量」、「引収収量」欄の記入単位はキログラムとし、１キログラム未満の端数を四捨五入して整数位まで記入すること。ただし、「箱当たりの基準収繭量」欄は、小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記入すること。「共済箱数」は、小数点以下第２位まで記入すること。割合の記入単位はパーセントとし、小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで記入すること。
- 8 「前年産引受実績との比較」欄は、増減のいずれかに○印を付して、その差を記入し、理由を具体的に記入すること。
- 9 「掃立箱数」欄は、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数（蚕種２万粒を１箱として換算したもの）を記入すること。なお、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数が共済箱数よりも小さい場合又は農林水産統計資料等によることが困難である場合は、本年産の掃立箱数を推定し、その箱数を（ ）を付して記入するとともに、「⑩／⑨」欄にも（ ）を付して記入すること。
- 10 この様式により小蚕期区分別に作成したものを合計して作成するものとし、「小蚕期区分」欄には「合計」と記入すること。この場合、連合会に提出する引受通知書には小蚕期区分別のものを添付すること。
- 11 組合等の合併等がなされた場合の取りまとめは、旧組合等別に算出したものを合計し、新組合等の引受通知書を作成すること。なお、旧組合等別の内訳をそれぞれ別葉に作成し、添付すること。
- 12 この通知書は、畑作物区分（共済目的の種類等）ごと及び共済責任期間による種別ごとに、引受けの確定したときに農業共済組合連合会に提出し、引受けの再確定時に変更を行うこと。なお、規則第３３条の１９の２の規定により共済掛金の払込期限の延長を共済規程等で定めている組合等にあつては、引受けの確定時の提出は、「共済掛金④」から「保険料」までの欄は、空欄とすること。

平成 年産 畑作物共済再保険引受通知書

(蚕 繭)

農林水産大臣

殿

県（都府）農業共済組合連合会
会長理事

農業災害補償法第138条第1項（第2項）の規定により下記のとおり通知（変更通知）します。

畑作物共済再保険区分		畑作物区分(共済目的の種類等)		共 済 金 額						共 済 掛 金			保 険 料		保 険 金 額				
引受戸数 共済箱数		基準収繭量		引受収量		保 険 割 合		計		総 額	国庫負担額		組合員等		保 険 料		保 険 割 合		計
						9 0 %	5	8 0 %	⑥		⑦=⑤+⑥	⑧	⑨	⑩			9 0 %	⑫	
延 戸	箱	kg	kg	kg	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
通常標準被害率		通常標準被害額		再 保 険 金 額		再保険料基礎率		再 保 険 料		連 合 会 手 持 保 険 料		連 合 会 交 付 金 額		連 合 会 納 入 再 保 険 料 額					
⑮	%	円	円	%	円	円	⑮	⑮=⑭×⑮×0.95	⑯	⑯=⑭×⑮×0.95	⑰=⑮-⑯	⑱	⑱=⑮-⑯	21=⑨-⑱	22=⑱-⑨	円	円	円	
糸繭・種繭 の 内 訳	共 済 箱 数	基 準 収 繭 量	引 収 収 量	箱 当 た り の 基 準 収 繭 量		農 林 水 産 省 通 知 箱 当 た り 収 繭 量	平 均 箱 当 た り 収 繭 量		25 =24／23	平 均 単 位 当 た り 共 済 金 額		箱 数 加 入 率		%					
	最 高	最 低	kg	kg	kg		24=③／②	26=⑦／④		27	②								
糸 繭	箱	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	円	箱		円	箱			%	
種 繭																			
前 年 産 引 受 実 績 と の 比 較				増 減		前 年 産		増 減		増 減		増 減		増 減		増 減		増 減	
前年産引受 組合等数	本年産引受 組合等数	前年産 実引受戸数	前年産 実引受戸数	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸

(注意)

- 1 この通知書は、「引受通知書」(様式第21号)を集計して作成すること。
- 2 金額は、1円未満の端数を切り捨てること。割合の記入単位はパーセントとし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。ただし、「組合等平均単位当たり共済金額」欄は、小数点以下第1位を四捨五入すること。
- 3 「基準収蒔量」、「引受収量」欄の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を四捨五入して整数位まで記入すること。ただし、「箱当たりの基準収蒔量」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。「共済箱数」は、小数点以下第2位まで記入すること。
- 4 「前年産引受実績との比較」欄は、増減のいずれかに○印を付して、その差を記入し、「増減理由」欄は、「引受通知書」の「増減理由」欄に基づいて記入すること。
- 5 「掃立箱数」欄は、農林水産統計資料による連合会の区域に係る前年産の掃立箱数を記入すること。
- 6 「農林水産省通知箱当たり収蒔量」欄は、第2章第3節第3の2の(4)の経営局長が定める箱当たり収蒔量を記入すること。

平成 年産 畑作物共済特定組合引受通知書

(蚕 繭)

農林水産大臣

殿

県（都府）農業共済組合

農業災害補償法第142条において準用する同法第138条第1項（第2項）の規定により下記のとおり通知（変更通知）します。 組合長理事 ④

畑作物共済保険区分		共済目的の種類等		共 済 掛 金			
引受戸数 ①	共済箱数 ②	基準収繭量 ③	引収収量 ④	共済金額 ⑤	総 額 ⑥	国庫負担額 ⑦	組合員等負担額 ⑧
延 実	戸	箱	kg	円	円	円	円
通常標準被害率 ⑨	通常標準被害額 ⑩＝⑤×⑨	保 険 金 額 ⑪＝(⑤－⑩)×0.855	保険料基礎率 ⑫	保 険 料 ⑬＝⑤×⑫×0.855	特定組合手持掛金 ⑭＝⑥－⑬	特定組合交付金額 ⑮＝⑦－⑬	特定組合納入保険料額 ⑯＝⑬－⑦
	%	円	%	円	円	円	円
糸繭・種繭 の 内 訳	共 済 箱 数	基 準 収 繭 量	箱 当 た り の 基 準 収 繭 量	農 林 水 産 省 通 知 箱 当 た り 収 繭 量 ⑰	平 均 箱 当 た り 収 繭 量 ⑱＝③／②	平 均 単 位 当 た り 共 済 金 額 ⑳＝⑤／④	箱 数 加 入 率 ㉑ ㉒
	引 受 収 量	kg					
糸 繭	箱	kg	最 高 kg	kg	kg	円	箱
種 繭			最 低 kg			%	%
前年産引受実績との比較				摘 要			
前 年 産 実引受戸数	増 減	前 年 産 共 済 箱 数	増 減				
戸	戸	箱	箱				

(注意)

- 1 この通知書は、「畑作物特定組合引受通知書添付書（蚕繭）」（様式例第23号の2）を集計し、畑作物共済保険区分ごとに作成すること。
- 2 金額は、1円未満の端数を切り捨てること。割合の記入単位はパーセントとし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。ただし、「平均単位当たり共済金額」欄は、小数点以下第1位を四捨五入すること。
- 3 「基準収繭量」、「引受収量」欄の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を四捨五入して整数位まで記入すること。ただし、「箱当たりの基準収繭量」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。「共済箱数」は、小数点以下第2位まで記入すること。
- 4 「前年産引受実績との比較」欄は、増減のいずれかに○印を付して、その差を記入し、理由を具体的に記入すること。
- 5 「掃立箱数」欄は、農林水産統計資料による特定組合の区域に係る前年産の掃立箱数を記入すること。なお、農林水産省統計資料による前年産の掃立箱数が共済箱数よりも小さい場合は、本年産の掃立箱数を推定し、その箱数を（ ）を付して記入するとともに、「②／②①」欄にも（ ）を付して記入すること。
- 6 「農林水産省通知箱当たり収繭量」欄は、第2章第3節第3の2の(4)の経営局長が定める箱当たり収繭量を記入すること。

県(都府)農業共済組合

[illegible]

(注意)

- 1 この通知書は、畑作物区分（共済目的の種類等）ごと、共済責任期間による種別ごと及び小蚕期区分ごと（特定組合の全域にわたって地域指定を受けている場合はその小蚕期区分ごと、地域指定を全く受けていない場合は「指定なし」、特定組合の一部の地域について地域指定を受けている場合はそれぞれ（小蚕期区分ごと及び指定なし）ごと）に作成すること。
- 2 「共済責任期間による種別」欄は、発芽期又は発芽期前の別を記入すること。
- 3 「危険階級区分」欄には、法第120条の1第1項の規定により都府県知事が定めた地域区分の別を、「危険段階区分」欄には、法第120条の1第6項の規定により特定組合が定めた危険段階の別を記入すること。
- 4 「選択単位区分」欄には、単位当たり共済金額の個人選択の場合のみ※印を付すること。
- 5 金額は、1円未満の端数を切り捨てること。ただし、「特定組合平均単位当たり共済金額」欄は、四捨五入すること。
- 6 「基準収蒔量」、「引受収量」欄の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を四捨五入して整数位まで記入すること。ただし、「箱当たりの基準収蒔量」欄は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。「共済箱数」は、小数点以下第2位まで記入すること。割合の記入単位はパーセントとし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入すること。
- 7 「掃立箱数」欄は、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数（蚕種2万粒を1箱として換算したもの）を記入すること。なお、農林水産統計資料等による前年産の掃立箱数が共済箱数よりも小さい場合又は農林水産統計資料等によることが困難である場合は、本年産の掃立箱数を推定し、その箱数を（ ）を付して記入するとともに、「①／⑧」欄にも（ ）を付して記入すること。
- 8 この様式により小蚕期区分別に作成したものを合計して作成するものとし、「小蚕期区分」欄には「合計」と記入すること。
- 9 この添付書は、「特定組合引受通知書（蚕蒔）」（様式第23号の1）に添付すること。なお、小蚕期区分別に作成した場合、併せて添付すること。